

「R3,10,1 から適格請求書発行事業者の登録申請受付開始」

改正消費税(インボイス制度)に関する説明会

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。インボイス制度が必要になる理由のひとつは、取引における消費税額を正確に把握するためです。

また、適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。インボイスのシステムに対応した経理システムの整備や、取引先の事業者が課税事業者に該当するかの確認なども求められるなど、インボイス制度はそれなりに手間がかかります。制度の導入に当たっては、社内での教育やワークフローの改定、書式の構築などの様々な作業が必要となります。早目に対応できるようにしておくことをお勧めします。

その適格請求書発行業者の登録申請は、令和3年10月1日から受付が開始されました。この機会に、熊本法人会主催の説明会へのご参加をご検討ください。

会場：くまもと県民交流館パレア 9階 会議室 1 (中央区手取本町 8-9)

日時：3月23日(水)

時間： A コース 10:30 ~ 11:30

B コース 13:30 ~ 14:30

C コース 15:30 ~ 16:30

定員：各コースとも50名

締切り：3月15日(火)

講師：熊本西・熊本東税務署 職員

主催：公益社団法人熊本法人会 熊本市中央区中央街 3-8-2F 【お問合せ：353-2555】

公益社団法人熊本法人会 行

申込先 F A X : 3 5 3 - 2 5 5 6

3/23 特別セミナー申込み

会社名		電話	
所在地	〒	F A X	
参加者 全員のお名前 (参加人数)	(名)	ご希望 コース 「○」表示	A・B・C

当日は、別紙の問診票をご記入の上、お持ち願います